

# 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等の確保等に関する基本指針等

- 国は、農用地等の確保に関する目標、目標を達成するために取り組むべき政策の基本的な方向を示す「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。
- 基本指針は、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示したものであり、この考え方が都道府県知事の定める「農業振興地域整備基本方針」に、更には市町村が定める「農業振興地域整備計画」に反映されることとなる。
- 基本指針は、おおむね10年を見通して策定され、おおむね5年ごとに変更される。  
→令和7年6月27日変更（前回は令和2年12月8日変更）

国

## 農用地等の確保等に関する基本指針（農振法第3条の2）

- ・ 農用地等の確保に関する基本的な事項
- ・ 農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標
- ・ 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項
- ・ 農業振興地域等の指定の基準に関する事項
- ・ その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

都道府県

意見聴取

- ・ 市町村
- ・ 学識経験者
- ・ 農業団体

## 農業振興地域整備基本方針（農振法第4条）

- ・ 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項
- ・ 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- ・ 基本的な事項（農業生産の基盤の整備及び開発、農用地等の保全、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進等）

市町村

## 農業振興地域整備計画（農振法第8条）

- ・ 農用地利用計画
- ・ 農業生産基盤の整備・開発、農用地等の保全、農業経営の規模の拡大等、農業の近代化のための施設の整備、農業を担う者の育成及び確保のための施設の整備、農業従事者の安定的な就業の促進、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備